

教育委員会5月定例会議事録

会議名 教育委員会5月定例会
開催日 令和3年5月31日（月）午後1時30分～午後2時16分
開催場所 議会棟5階 第2委員会室
出席者 高須教育長、藤田教育長職務代理人、玉井委員、真野委員、坂本委員、秋元委員

事務局等出席者

荒木教育次長兼学校教育部長、宮永学校教育部部長兼施設給食課長、田井教育監兼総合教育研修センター所長、山口教育監、中村社会教育部長、三宅社会教育部部長、谷口社会教育部次長兼社会教育課長、野岸文化スポーツ室長兼課長、川原教育政策総務課長、牧野学務課長、平野教育指導課長、籠本総合教育研修センター課長、大久保社会教育課課長、山口文化スポーツ室課長、山本中央図書館長、赤堀青少年課長、浦戸教育政策総務課係長、坂本教育政策総務課係長、當房（教育政策総務課担当）

○高須教育長

それでは、ただ今から教育委員会5月定例会を始めさせていただきます。

本日の署名人は、秋元委員にお願いいたします。

本日の案件は、報告事項が5件、議決事項が5件でございます。

それではまず、本日の配付資料について確認をいたします。

事務局から説明をお願いいたします。

はい、川原課長。

○川原教育政策総務課長

本日の配付資料を確認させていただきます。

教育委員会定例会の議案書、以上でございます。

なお、教育長及び委員の皆様には、報告第14号に関する資料も配付しております。個人情報が含まれた資料でございますので、会議終了後、机の上に置いてお帰りください。

以上でございます。

○高須教育長

説明は終わりました。

それでは、議案書1ページ、「4月・5月教育委員会一般事務報告」について、お伺いいたします。

事務局から報告事項はございませんか。

はい、川原課長。

○川原教育政策総務課長

4月・5月の一般事務報告をいたします。

まず、4月28日に開催されました4月市議会臨時会でございますが、同日に予算決算常任委員会（全体会）が開催され、令和2年度一般会計補正予算の決議が行われました。

次に、5月12日及び5月14日に開催されました5月市議会臨時会でございますが、12日に予算決算常任委員会（文教生活分科会）、予算決算常任委員会（全体会）が開催され、令和3年度一般会計補正予算の決議が行われました。

次に、5月24日に教育委員懇話会を開催し、本日31日に教育委員会5月定例会を開催しております。

続きまして、教育委員会の後援状況について御報告いたします。

4月11日から5月10日までの教育委員会の後援はございませんでした。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、牧野課長。

○牧野学務課長

4月・5月の一般事務報告をいたします。

4月30日、5月14日及び5月28日の寝屋川市立幼稚園・保育所の在り方に関する審議会につきましては、令和2年10月20日より、本市における市立の幼稚園・保育所の在り方について審議しているものでございまして、今回は5回目から7回目までを開催したものでございます。

5月28日の最終回におきまして、答申案の審議がございました。

今後は、本審議会よりいただく予定をしております答申を基に、実施計画等の作成を検討してまいります。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、川原課長。

○川原教育政策総務課長

御報告いたします。

市第四中学校区小中一貫校施設整備事業につきましては、3月末に基本設計及び実施設計業務が完了し、その関係書類を受領した後、公共積算への置き換えなどが終了いたしました。最終の建設計画が決定いたしましたので御報告させていただくものでご

ざいます。

校舎棟建設に係る予算につきましては、令和3年3月市議会におきまして、令和3年度から令和5年度までの継続費として約81億6,000万円を可決いただいております。今後、校舎棟完成後に行われる外構工事費と合わせて、総額約84億7,000万円と見込んでおります。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

では、ないようですので、次に2ページ、「6月教育委員会行事計画書」についてお伺いいたします。

事務局から、何かございませんか。

はい、川原課長。

○川原教育政策総務課長

6月の行事計画について御説明いたします。

まず、6月14日に教育委員懇話会及び教育委員会6月定例会を開催いたします。

次に、6月18日から7月8日まで開催されます6月市議会定例会でございますが、6月22日に文教生活常任委員会及び予算決算常任委員会（分科会）、29日に予算決算常任委員会（全体会）、6月30日から7月2日に一般質問が行われる予定でございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、宮永部長。

○宮永学校教育部部长兼施設給食課長

6月の行事計画について御説明いたします。

寝屋川市立学校施設目的外使用及び寝屋川市立学校体育施設の開放に関わる実費徴収要綱につきまして、この度、市立中学校体育館にエアコンを設置したことに伴いまして、学校施設目的外使用についてガス使用料を実費徴収するため、一部改正を行うものでございます。

施行日につきましては、6月15日を予定いたしております。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、谷口次長。

○谷口社会教育部次長兼社会教育課長

6月の行事計画について御説明させていただきます。

6月2日、令和3年度第1回社会教育委員会議を議会棟5階第2委員会室において開催する予定でしたが、緊急事態宣言の延長に伴い、書面開催とすることとなりましたので、御報告をさせていただきます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

では、ないようですので、「6月教育委員会行事計画書」については、予定どおり、よろしく願いいたします。

次に、3ページでございます。

報告第14号「職員の分限処分について」を議題といたします。

はい、川原課長。

○川原教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました報告第14号、職員の分限処分につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、4ページを御覧ください。

本職員は社会教育課の職員で、病気療養のため休業を要する旨の診断書が提出され、令和3年5月1日から令和3年5月31日までの休職発令を行ったものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第14号「職員の分限処分について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は、報告どおり承認することに決めます。

次に、5ページでございます。

報告第15号「市長からの意見聴取について」を議題といたします。

はい、川原課長。

○川原教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました報告第15号、市長からの意見聴取について、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでござい

ます。

それでは、当報告の内容につきまして、一括して御説明いたします。

まず、令和2年度寝屋川市一般会計補正予算（第15号）（教育委員会関係分）につきまして、御説明いたします。

今回の補正予算では各種基金の原資となります利子収入及び寄附金等の確定に伴い、基金積立金の追加補正等を行っております。

それでは、6ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

款：財産収入、項：財産運用収入、目：利子及び配当金、教育振興基金利子収入補正額1万3千円につきましては、基金運用利子収入額と現計予算額との差引額を減額補正するものでございます。

次に、款：寄附金、項：寄附金、目：教育費寄附金、補正額175万1千円につきましては、教育振興寄附金の寄附金額と現計予算額との差引額を追加補正するものでございます。

続きまして、7ページを御覧ください。

歳出でございます。

款：教育費、項：教育総務費、目：教育委員会総務費、補正額173万8千円につきましては、教育振興基金積立金の追加補正でございまして、基金運用利子収入の減少分1万3千円と、教育振興寄附金の増加分175万1千円との差引額を積み立てるものでございます。

次に、項：小学校費、目：学校管理費につきましては、令和2年度限りの国の財政措置である、地方消費税交付金等の減収に係る減収補填債の、中央小学校プール改修への充実に伴う財源更正でございます。

また、項：中学校費、目：学校管理費につきましても、令和2年度限りの国の財政措置である、地方消費税交付金等の減収に係る減収補填債の友呂岐中学校プール改修への充実に伴う財源更正でございます。

続きまして、令和3年度寝屋川市一般会計補正予算（第4号）（教育委員会関係分）につきまして御説明いたします。

8ページを御覧ください。

歳出でございます。

款：教育費、項：小学校費、目：学校管理費、補正額3,651万3千円につきましては、学校における感染防止対策として、夏季期間においても常時換気を行うため、熱中症のリスクが高まることから、建物構造上、高温となる最上階の普通教室に気化式冷風機を配備するとともに、小学校体育館に簡易型クーラーを配置する、小学校夏季感染防止対策推進事業に係る経費でございます。

次に、項：中学校費、目：学校管理費、補正額958万8千円につきましては、小学校と同様、建物構造上、高温となる最上階の普通教室に気化式冷風機を配備する、中

学校夏季感染防止対策推進事業に係る経費でございます。

次に、項：社会教育費、目：青少年教育費、補正額5,510万3千円につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、特に経済的に厳しい状況にあることが見込まれる非課税世帯の大学生等に対し、市独自の給付金を支給するための、大学生等支援給付金事業に係る経費でございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第15号「市長からの意見聴取について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって本案は、報告どおり承認することに決めます。

次に、9ページでございます。

報告第16号「授業ライブ動画配信視聴により出席とする要件等について」を議題といたします。

はい、平野課長。

○平野教育指導課長

ただ今御上程いただきました報告第16号、授業ライブ動画配信視聴により出席とする要件等につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し承認を求めるものでございます。

10ページを御覧ください。

令和元年10月25日付け、文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」に基づき、不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した場合の、指導要録上の出席扱いの要件をまとめたものでございます。

この要件を基に、不登校等支援委員会において、コロナ禍等による心理的不安を含む不登校児童生徒について、これらの7つの要件を基に出席扱いについて協議を行い、学校長へ助言を行ってまいります。

なお、不登校等支援委員会におきまして、昨年度の内容についても協議を行い、出席扱いが妥当であるとの確認を行い、学校長への助言を行っております。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

はい、真野委員。

○真野委員

出席の取扱いについて、「コロナ禍等」と記載がありますが、“等”はどのような場合を指すのか、また、「配信動画を視聴し、」と記載がありますが、授業ライブ動

画を視聴することが、出席扱いとする1つの最低条件になるのかという点について、質問いたします。

併せて、この文部科学省からの通知は、令和元年の通知ですが、この間、不登校生徒でICTを活用しない状況で、出席扱いにした例の有無についても質問いたします。

○高須教育長

はい、平野課長。

○平野教育指導課長

始めに、「コロナ禍等」の記載につきましては、不登校児童生徒への対応でございますので、このような記載をいたしております。

次に、授業ライブ動画視聴が最低条件であるかという御質問ですが、記載のとおり、授業ライブ動画視聴とともに保護者との連携等も含まれますので、それ以外の条件も含め検討し、学校長により出席扱いとするものでございます。

次に、これまでに不登校の児童・生徒で、出席扱いとするものがあつたかという御質問ですが、例えばフリースクール等で一定の教育条件が整っていると学校長が把握・判断した場合には、そのような例もございます。

以上でございます。

○真野委員

私は、この案について異論を持っているわけではありません。学校に行きづらくなった生徒に対し、様々な策を講じて出席扱いにすることによって、児童・生徒の心理的な不安、負担を軽減して、ひいては学校に復帰するということにつながれば非常に良いことだと思います。示された要件では、保護者との連携や適切な対面指導と記載しており、それらを行った上で授業ライブ動画視聴にしっかり取り組んでくださいという内容であると思われませんが、文部科学省の通知を読みますと、ICT等を活用した学習活動の中に、動画の視聴も含まれているのであろうと読み取れました。

ですから、配信動画を視聴することを出席とする要件の前提の条件にするのではなく、もう少し緩やかな基準でも良いのではないかと感じておりますが、いかがでしょうか。

やはり、適切な対面指導を行った上で少なくとも授業ライブ動画を視聴することが出席とする要件の前提の条件であるという見解でしょうか。

○高須教育長

はい、平野課長。

○平野教育指導課長

まずは、授業といたしまして、子供たちの学習保障に努めておりますので、授業のライブ配信を行う中では、その授業に参加することとして、動画を視聴していただくことが、学習保障につながっていくものであろうと考えております。

以上でございます。

○真野委員

分かりました。

文部科学省の通知にありますように、「対面指導が適切に行われていることを前提とする」ということを周知徹底していただき、誤解が生じないようによろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○高須教育長

ほかに御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第16号「授業ライブ動画配信視聴により出席とする要件等について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって本案は、報告どおり承認することに決めます。

次に、11ページでございます。

報告第17号「寝屋川市立図書館の臨時休館について」を議題といたします。

はい、山本館長。

○山本中央図書館長

ただ今御上程いただきました、報告第17号、寝屋川市立図書館の臨時休館につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し承認を求めるものでございます。

内容につきましては、12ページを御覧ください。

まず、臨時休館の理由でございますが、新中央図書館の開館に当たりまして、システムの入替え工事、図書の入替え、事務所移転等が必要となるためでございます。

次に、休館の日程でございますが、中央図書館臨時図書室が7月19日から8月4日、駅前図書館が7月1日から8月1日、東図書館が7月19日から8月1日、各分室が7月19日から8月10日を臨時休館とするものでございます。

なお、臨時休館に係る周知につきましては、広報、ホームページ、各図書館での掲示等により幅広く周知してまいります。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第17号「寝屋川市立図書館の臨時休館について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって本案は、報告どおり承認することに決めます。

次に、13ページでございます。

報告第18号「留守家庭児童会保育料の特例について」を議題といたします。

はい、赤堀課長。

○赤堀青少年課長

ただ今御上程いただきました報告第18号「留守家庭児童会保育料の特例について」寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し承認を求めるところでございます。

14ページを御覧ください。

新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、留守家庭児童会の利用の自粛要請及び緊急事態宣言下における原則休会時の留守家庭児童会保育料を「寝屋川市留守家庭児童会保育料徴収条例」及び「寝屋川市留守家庭児童会保育料徴収条例施行規則」により、特例を定めるものでございます。

まず、特例期間として、市の対応フェーズにおいて、原則家庭での保育を要請した令和3年4月21日から令和3年5月5日までとし、期間の延長や、新たな特例期間を定めた場合も同様の取扱いとするもので、現在5月31日まで延長しているものでございます。

次に、特例の内容として、市の要請に応じ利用を自粛いただいた世帯には、保育料を日割り計算により減額するものでございます。日割り保育料は、月額保育料を20日で除したもので、記載の表のとおりでございます。

なお、保育料の精算は、月ごとに利用状況を確認し、保護者からの請求をもって還付するものとしております。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第18号「留守家庭児童会保育料の特例について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって本案は、報告どおり承認することに決めます。

次に、議決事項に移ります。

15ページでございます。

議案第23号「教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価実施方針について」を議題といたします。

はい、川原課長。

○川原教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました議案第23号、教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の実施方針につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、令和2年度教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価報告書を作成するに当たり、その実施方針につきましては、教育委員会の議決を求めるところでございます。

16ページを御覧ください。

この実施方針は、今年度実施いたします令和2年度教育行政事務の点検・評価につきまして、基本的な方針を定めているものでございます。

それでは、順次御説明させていただきます。

1は概要でございまして、法の規定により、平成20年4月から全ての教育委員会において実施、公表することとなっております。

2は実施趣旨でございまして、同法26条の規定に基づき、教育に関する事務の点検及び評価を行うものでございます。

次に、3は点検・評価の対象でございまして、『寝屋川市教育大綱実施計画』において定めた『「考える力」の確立』、『特色ある「寝屋川教育」の確立』の2つの視点を実現するための主な事業を点検・評価の対象とし、実施計画の進行管理を意識した取組としております。

次に、17ページ、4は評価方法でございまして「教育行政事務の点検及び評価に関する会議」を設け、「教育改革重点取組」を構成する「構成取組」ごとの活動実績等を分析し、教育改革重点取組における取組指標の達成度を明らかにするとともに、評価を示すこととしております。

なお、「教育行政事務の点検及び評価に関する会議」におきましては、学識経験者に指導・助言をいただきながら、進めてまいりたいと考えております。

学識経験者につきましては、大阪商業大学の的場啓一教授、兵庫県立大学の竹内和雄准教授を候補として予定しております。

最後に5でございまして、今年度のスケジュールでございまして、先ほど御説明申し上げました『点検及び評価に関する会議』につきましては、1回目を8月26日に、2回目を8月30日に開催させていただく予定でございまして。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第23号「教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価実施方針について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、18ページでございます。

議案第24号「寝屋川市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。

はい、谷口次長。

○谷口社会教育部次長兼社会教育課長

ただ今御上程いただきました議案第24号、寝屋川市社会教育委員の委嘱につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、寝屋川市社会教育委員に関する条例第2条の規定に基づき、寝屋川市社会教育委員を委嘱するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、寝屋川市社会教育委員の辞職に伴い、新委員を委嘱するためでございます。

今回委嘱する委員は、同条第1号の学校教育の関係者で、市立北小学校の野村校長、市立第二中学校の楠校長の2名でございます。

任期につきましては、同条第4条第1項の規定に基づき、2年でございますが、前任者の残任期間としまして、委嘱の日から令和4年5月31日まででございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第24号「寝屋川市社会教育委員の委嘱について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、20ページでございます。

議案第25号「寝屋川市歴史的資料収集・保存・活用委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

はい、山本館長。

○山本中央図書館長

ただ今御上程いただきました議案第25号、寝屋川市歴史的資料収集・保存・活用委員会委員の委嘱につきまして、寝屋川市歴史的資料収集・保存・活用委員会規則第2条及び第3条の規定に基づき、別紙の者を歴史的資料収集・保存・活用委員会委員に委嘱いたしたく、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、寝屋川市歴史的資料収集・保存・活用委員会委員の任期満了に伴いまして、引き続き委員として委嘱するためでございます。

それでは、21ページを御覧ください。

まず、委嘱委員数は4名でございます。

次に、委嘱委員名は記載のとおりでございまして、いずれも継続でございます。

次に、任期につきましては、令和3年6月1日から令和5年5月31日までの2年間でございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第25号「寝屋川市歴史的資料収集・保存・活用委員会委員の委嘱について」を

原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、22ページでございます。

議案第26号「(仮称)こども専用図書館の整備方針の策定について」を議題といたします。

はい、山本館長。

○山本中央図書館長

ただ今御上程いただきました議案第26号、(仮称)こども専用図書館の整備方針の策定につきまして、(仮称)こども専用図書館の整備方針の策定をするため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、(仮称)こども専用図書館の整備方針を策定するためでございます。

それでは、23ページを御覧ください。

まず、事業の概要につきましては、令和3年8月に(仮称)新中央図書館が開設することに伴い、既存の駅前図書館については、(仮称)新中央図書館との機能分担を図り、(仮称)こども専用図書館として整備するものでございます。

また、整備に当たりましては、駅前の立地をいかした子育て支援に係る利便性の向上と機能充実を図るため、学びの場・憩いの場である駅前図書館に子育て支援機能を付加し、子育て世代のニーズに応じた施策を展開する施設とするものでございます。

次に、図書館行政における市のビジョンにつきましては、記載のとおりでございます。

次に、コンセプトにつきましては、子供の好奇心を引き出す空間に、子供の探求心や想像力を養うことにつながる絵本など、子供たちが読みたい、保護者が子供に読んでほしいと思う図書が充実し、また、子育て支援機能も併せ持った子供の学びと成長を支援する施設として整備するものでございます。

また、遊び心のあるインテリアが特徴的で、親子同士が交流できるスペースを設けるなど、親子や子供を中心とした世代が、ゆっくりと過ごすことができ、明るくて居心地のよい、保護者も子供も、また行きたくなる空間を創出することとしております。

次に、施設の概要につきましては、施設の用途といたしまして、現状の図書館機能に、遊びの場、相談室、多目的室などの子育て支援機能を追加するものでございます。

次に、現状の面積概要、既存施設の活用、スケジュールにつきましては、記載のとおりでございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第26号「(仮称)こども専用図書館の整備方針の策定について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、25ページでございます。

議案第27号「寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

はい、赤堀課長。

○赤堀青少年課長

ただ今御上程いただきました議案第27号、寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱について、寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会規則第2条第2項の規定に基づき、別紙の者を寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員に委嘱するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、委員1名の解職に伴い、新委員を委嘱するためでございます。

26ページを御覧ください。

今回委嘱する委員は、同条第3号の学校関係者として、寝屋川市立池田小学校の森文子校長でございます。

委嘱期間は、前任者の残任期間としており、令和3年12月24日まででございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問ございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第27号「寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり議決いたします。

以上で、予定の案件は全て終了いたしました。

このほかに事務局から報告事項があればお願いします。

では、ないようですので、これをもちまして教育委員会5月定例会を終了させていただきます。

